

スマート農業イノベーション推進会議について

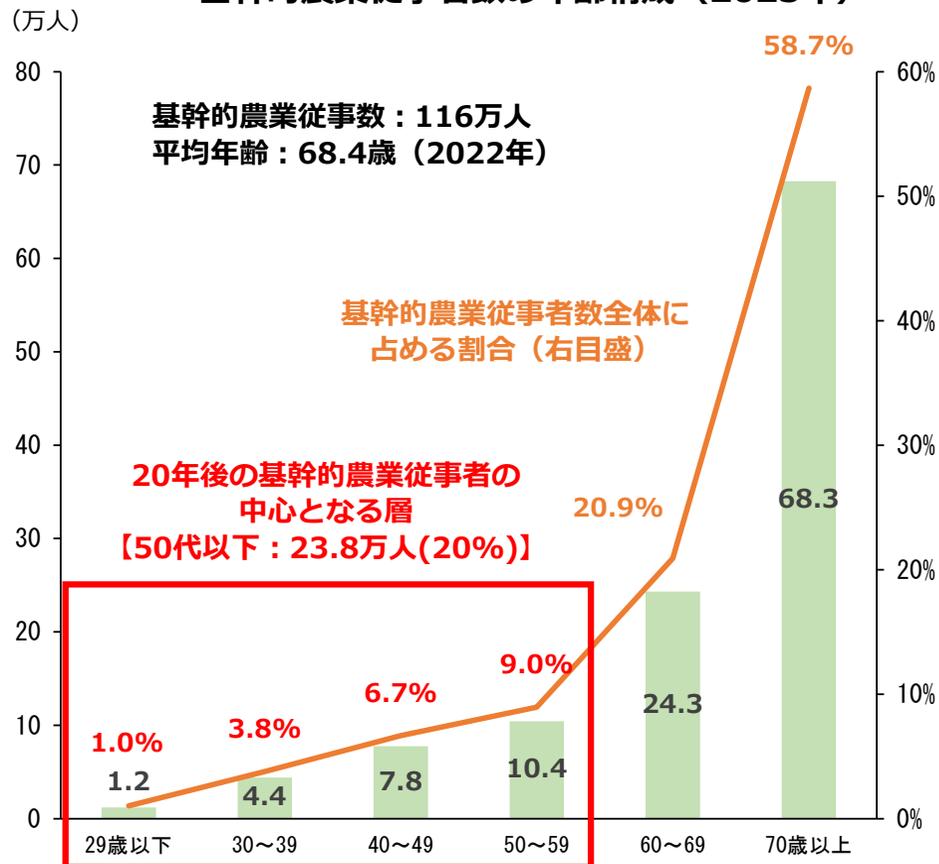
令和6年12月

農林水産省
大臣官房技術政策室
技術会議事務局研究推進課

人口減少下での農業政策（背景）

- 今後20年間で、**基幹的農業従事者は現在の約1/4（116万人→30万人）にまで減少**すること等が見込まれ、**従来の生産方式**を前提とした農業生産では、**農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない**。
- 農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化等に資する**スマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進めるとともに、スマート農業技術等の開発・普及を図ること**で、**スマート農業技術の活用を促進する必要**。

基幹的農業従事者数の年齢構成（2023年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2022年、2023年は概数値）
注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

- 農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、
- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）
 - ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）
- の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）

【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

- ・**スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセット**で相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動

【申請者】

- ・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等※¹（農業者又はその組織する団体）

※¹ 継続性や波及性を勘案し、複数の農業者が有機的に連携して取り組むことが望ましい

（スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能）

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認等）など

②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）

【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

- ・農業において特に必要性が高いと認められる**スマート農業技術等※²の開発**及び当該スマート農業技術等を活用した**農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業**

※² スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

- ・開発供給事業を行おうとする者（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・農研機構の研究開発設備等の供用等
- ・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認）など

【税制特例】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例（特別償却）、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減 2

基本方針の概要

第一 生産方式革新事業活動の促進に関する事項

<生産方式革新事業活動の促進の意義及び目標>

スマート農業技術の活用を十分に発揮させ、農業所得の向上等を通じた農業の持続的な発展につなげていく重要性等を踏まえ、生産方式革新事業活動を促進する。その際、農業の担い手に加え、中小・家族経営、中山間地域、高齢の農業者等幅広い農業者がスマート農業技術を活用できるよう配慮するものとする。

経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を令和12年度までに50%以上に向上させることとする。

<生産方式革新事業活動の実施に関する基本的な事項>

【生産方式革新事業活動の主な内容】

- ・その行う農業のおおむね過半で実施すること等により費用対効果を確保できる規模で取り組むこと。（2以上の農業者等で行うことが望ましい。）

【生産方式革新事業活動の促進に資する措置の主な内容】

- ・農業者との継続的な取引の下で、スマート農業技術活用サービスの提供又は農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入に取り組むものであること。

【生産方式革新事業活動の目標】

- ・農業の労働生産性の5%以上向上させる目標を設定すること。

【その他の事項】

- ・農業所得が実施前と比較して維持され、かつ正となるよう取り組むこと。（実施期間の終了の後、生産方式革新事業活動の効果を踏まえ、その行う農業の概ね全部で取り組むことが望ましい。）
- ・農作業の安全性の確保、データ等の知的財産の保護、環境への負荷の低減等に留意すること。
- ・関係地方公共団体等との連携を図ること等により、各種施策と調和して行われるものとする。こと。（例：地域計画との調和等）

第三 生産方式革新事業活動と開発供給事業の連携に関する事項

スマート農業技術等の開発及び普及の好循環を形成することが重要であるため、国は、研究機構、農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者、開発供給事業者、地方公共団体、農業関係団体、大学、学識経験者その他の関係者から構成される協議会の設置その他必要な措置を講ずる。

第二 開発供給事業の促進に関する事項

<開発供給事業の促進の意義及び目標>

農業において特に必要性が高いと認められる技術の開発及び供給を迅速に行う重要性等を踏まえ、スマート農業技術等を対象とした開発供給事業を促進する。その際、農業の担い手に加え、中小・家族経営、中山間地域、高齢の農業者等幅広い農業者がスマート農業技術を活用できるよう配慮するものとする。

各営農類型等ごとに、省力化又は高度化の必要性が特に高く、かつ、スマート農業技術等の実用化が不十分な農作業について、令和12年度までにスマート農業技術等を実用化することにより、生産性の向上に関する目標を達成する技術体系を構築する。

<開発供給事業の実施に関する基本的な事項>

【開発供給事業の主な内容】

- ・国が示す開発供給事業の促進の目標の達成に資するものであること。
- ・農作業の慣行的方法と比べて品質又は費用の面で、優位性を有すること。
- ・農業者が継続してスマート農業技術等を適切に使用できるよう必要な措置を実施するものであること。

【開発供給事業の目標】

- ・開発を行うスマート農業技術等による機能又は効果と当該技術の普及に関する目標を設定すること。

【その他の事項】

- ・農作業の安全性の確保、新品種やデータ等の知的財産の保護の徹底、環境への負荷の低減等に留意すること。
- ・スマート農業技術等の導入等の費用や効果等の情報提供を行うこと。

第四 生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関するその他重要事項

国は、関係者と一体となって、次の事項に留意しつつ、スマート農業技術の活用の促進に関する施策を総合的に推進する。

- ・ 関係府省庁連絡会議を通じたスマート農業技術の活用の促進に関する取組の推進
- ・ スマート農業技術に適合した農業生産の基盤及び情報通信環境の整備
- ・ スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保
- ・ スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用等
- ・ 地方公共団体等との連携及び協力
- ・ 関係する予算事業上の措置
- ・ 研究機構を中心とした産学官連携の強化
- ・ 関連施策との連携強化

※その他、先進的であると認められる生産方式革新実施計画の認定基準等（税制特例の要件）を規定

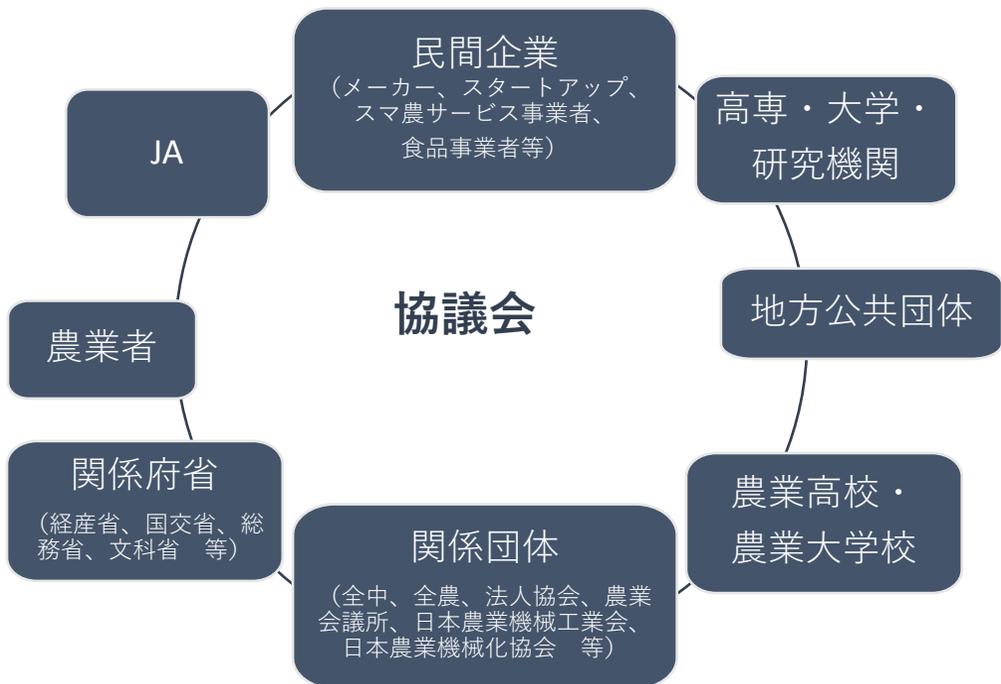
基本方針に基づく協議会の設立

- スマート農業技術の活用の促進に当たっては、スマート農業技術に適した生産方式への転換と開発速度の引き上げを図る必要がある一方、**関係者間の連携不足、各事業者や農業者等による情報の収集等が課題。**
- そのため、基本方針に基づき、**研究開発から現場実装までの様々な関係者グループの組成を進める枠組みである協議会を設置し、関係者のマッチング支援、情報の収集・発信・共有等を通じ、両事業の好循環、多様なプレイヤーの参画や協議会を中心としたコミュニティ形成を促進することを検討。**

・生産方式革新事業活動と開発供給事業の連携に関する事項〈基本方針第3〉

スマート農業技術等の開発及び普及の好循環を形成することが重要なため、国は、研究機構、農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者、開発供給事業者、地方公共団体、農業関係団体、大学、学識経験者その他の関係者から構成される協議会の設置その他必要な措置を講ずる。

基本方針に基づく協議会のイメージ



〈両事業の好循環〉



・関係者のマッチング支援
・情報の収集・発信・共有
等の実施により両事業の
好循環を実現。

〈多様なプレイヤーの参画〉



〈協議会を核としたコミュニティ形成〉



イブサ IPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）について

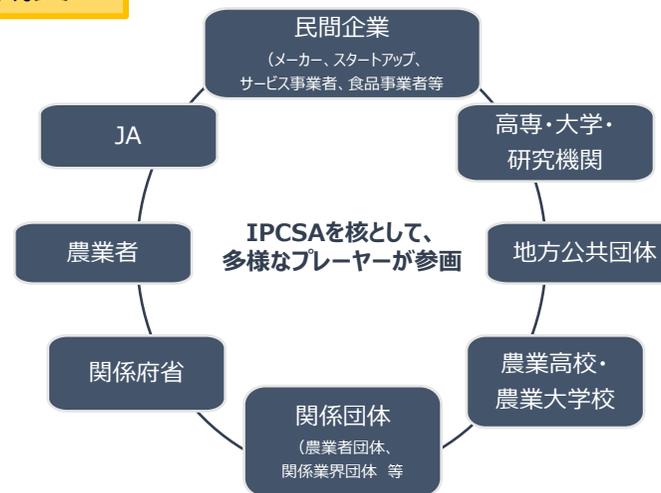
- **スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進**していくため、農業者、JA、関係団体、民間企業（メーカー、スタートアップ、農業支援サービス事業者、食品事業者等）、高専・大学・研究機関、地方公共団体、農業高校・農業大学校等の**多様なプレイヤーが参画するIPCISA（スマート農業イノベーション推進会議）※を設置**。
※IPCISA : Innovation Promotion Conference for Smart Agriculture
- 同会議において、生産と開発の連携、情報の収集・発信・共有、関係者間のマッチング支援、人材育成等を通じ、**コミュニティ形成を促進**。
- 必要な予算を確保の上、**令和7年度より本格的に活動を開始**。

主な機能

1. 生産と開発の連携
2. 情報の収集・共有・発信
3. 関係者間のマッチング
4. 人材の育成
5. 技術的な検討

※スマート農業推進協議会では情報発信や関係者間のマッチング等を実施

構成員



今後のスケジュール

令和6年9月 準備会合の開催
10月～ HP開設、入会募集

令和7年4月～ 総会の開催、調査事業の実施、
マッチングイベント、技術研修会、共通課題に対応する検討会の開催 等

詳細及び
入会はこちら



①生産と開発の 連携

- ✓ 問合せ窓口を通じ、
随時意見を受付
- ✓ 定期的なアンケート等で
ニーズを収集



②情報の 収集・共有・発信

- ✓ 国内外の研究開発・実用化の
動向等を調査
- ✓ 優良事例を含め、参加者間で
情報共有
- ✓ スマート農業技術等
に関する正確な
情報発信



③関係者間の マッチング

- ✓ スタートアップやサービス事業
者等の情報把握
- ✓ マッチングの場の提供
- ✓ 異分野の参画を促すイベント
等の開催



④人材の育成

- ✓ 技術習得に向けた指導者
の派遣
- ✓ 実践的な研修機会の提供
- ✓ 農業高校、
農業大学校等
との連携



⑤技術的な検討

- ✓ 経営判断に資する指標の検討、
優良事例の分析
- ✓ 開発された技術の
客観的な評価
手法の検討
- ✓ 標準化等の検討



⑥その他

- ✓ 革新的な取組の表彰
- ✓ 様々な取組主体との
連携のあり方
の検討



イプサ IPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）準備会合の開催について

- スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成の推進に向けて、関係者の機運を醸成するため、令和6年9月30日に**準備会合を開催**（対面及びオンライン）。
- 有識者による講演及びパネルディスカッション等を実施し、農業者、JA、民間企業、大学・研究機関、地方公共団体、農業高校・農業大学校など、**1000名以上の多様な主体が参加**。
- 参加者からは、**イプサ IPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）に対する多くの期待の声**が寄せられた。

講演者及びパネリスト



(株) 浅井農園
代表取締役
浅井 雄一郎 氏



(株) アグリーン
ハート代表取締役
佐藤 拓郎 氏



北海道大学大学院
農学研究院
研究院長・教授
野口 伸 氏



(株) 日本総合研究所
創発戦略センター
チーフスペシャリスト
三輪 泰史 氏



(国研) 農業・食品産業
技術総合研究機構
副理事長
中谷 誠 氏



農林水産省 大臣官房
技術総括審議官
兼農林水産技術会議
事務局長
堺田 輝也

参加者からの主な意見

- 農業現場で頑張っている者が中心となる会議になってほしい。**参加者が主体性をもって、みんなで盛り上げる意識を持つことが重要**。
- **スタートアップ等が開発した良い技術の供給に向けたマッチングが必要**。スマート農業のビジネスの立ち上がり方が変わることを期待。
- 一部の技術だけでは現場に導入されにくい。**農作業全体を考え、それぞれに対応する技術も発展させていく必要があり、関係者間で連携したい**。
- 経営の中で生まれた**失敗事例も含めて議論**できる場になることを期待。
- 各スマート農業技術について、**地域、品目ごとにあるべき姿を議論**したい。
- 海外からの投資を呼び込むため**国内の競争力ある技術を情報発信**していくべき。
など



高橋政務官による
開会挨拶



有識者等によるパネルディスカッション
7
(左から三輪氏、浅井氏、佐藤氏、野口氏、中谷氏、堺田技術総括審議官)

IPCSAに関するQ&A①

(情報の収集・共有・発信)

Q 1. どのような情報を受け取ることができるのでしょうか。

⇒ スマート農業技術に関する国内外の研究開発・実用化の動向や優良事例、スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定の実績、国による関連施策などの情報を提供する予定です。

Q 2. 地域の優良事例などを会員から情報発信することができるのでしょうか。

⇒ 会員間でスマート農業技術に関する情報共有が可能な専用のホームページを作成する予定です。この中で地域の優良事例等の情報発信が可能です。

(マッチング)

Q 3. 関係者間のマッチングはどのように行われるのでしょうか。

⇒ 例えば、課題を抱える農業者とその課題に対応できるスマート農業技術を有する事業者とのマッチングイベントを開催する予定です。また、会員間で交流できる専用のホームページを作成する予定です。

具体的な内容は、会員の皆様からのニーズ等を踏まえて検討いたします。

(人材育成)

Q 4. どのような研修が行われるのでしょうか。

⇒ 例えば、ドローンやロボットトラクタ等のスマート農業技術の効果を向上させる活用方法に関する研修会などを開催する予定です。

具体的な内容は、会員の皆様からのニーズ等を踏まえて検討いたします。

IPCSAに関するQ&A②

(運営方針)

Q 5. 個人会員と法人・団体会員で得られる情報に違いはあるのでしょうか。

⇒ 個人会員と法人・団体会員でご案内する内容に差異はございません。

Q 6. 会費は徴収するのでしょうか。

⇒ 会費の徴収は予定しておりません。

(登録方法)

Q 7. スマート農業推進協議会の会員はどのようにIPCSAに会員登録すれば良いのでしょうか。

⇒ 右のQRコードのサイトに登録フォームがございますので、こちらよりご登録ください。



(その他)

Q 8. 令和6年9月30日に開催された準備会合の内容を教えてください。

⇒ 当日の資料や動画をホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

